

■ の文言は改定後に追加・変更となります。

ETC カード規約

改定前	改定後
第11条（カード会社の免責）	第11条（カード会社の免責）
両社は、ETCカードのご利用代金の決済に関する事項を除いてETCシステムおよび車載器に関するいっさいの紛議の解決および損害賠償の責任を負いません。	(1) 両社は、ETCカードのご利用代金の決済に関する事項を除いてETCシステムおよび車載器に関するいっさいの紛議の解決および損害賠償の責任を負いません。 (2) 会員が、当社および道路事業者等の定める所定の条件を充足した場合には、ETC カードを第4条に定める利用方法以外の用途に利用（以下「多目的利用」という）することができる場合があります。この場合において、会員は、指定カードの会員規約、本規約および多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従って ETC カードを利用するものとします。両社は、事由の如何を問わず、多目的利用のサービスに関しては決済の事項を除いていっさいの責任を負担せず、当該サービスに関連して生じるいっさいの紛議（ETC システムや車載器に係るものも含む）の解決および損害賠償についても責任を負わないものとします。
2020 年 2 月現在 R00042(2002)SHI	2025 年 1 月現在 R00042(2501)SHI